

基準法中間検査お申し込み前確認事項のご案内 <2025年（令和7年）版>

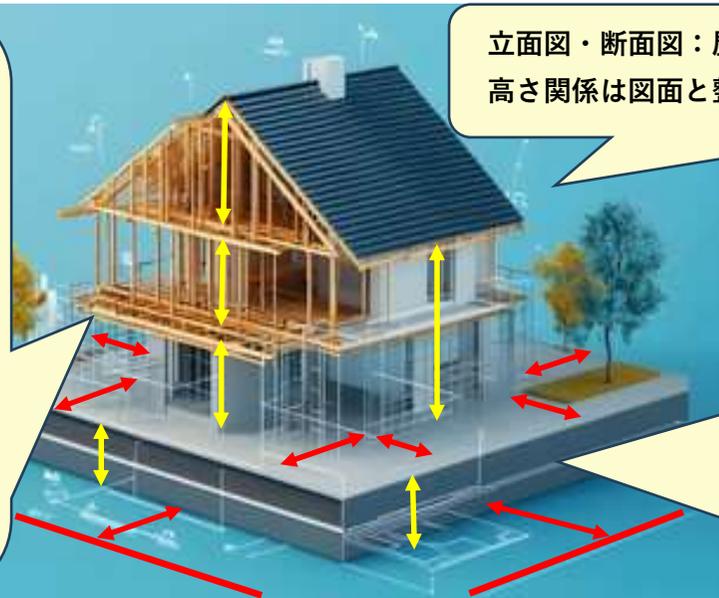
（下記のチェック項目が全てではございませんが、検査合格のためのご確認にお役立てください。）

中間検査お申し込み前に下記内容についてご確認・事前チェック頂き、確定できる日を検査予定日としてお申込みください。

- 中間検査受付時添付書類（※早期合格のため検査申請書ご提出時に、併せてご提出頂きますようご協力ください。）
該当の確認：「規則工事写真」 「施工結果報告書」 「地盤改良工事施工結果報告書」
- 2025年3月迄に確認済証を交付した4月以降着工の新2号物件は、地盤調査、構造図書、採光計算等の提出が必要になります。
→ご提出頂く図書関係の審査が完了してからの検査となります。

【検査前の事前現場チェック事項：確認申請図書と現場との整合確認をお願い致します。】

【木構造】中間検査受験前に、
工事監理者等による
事前現場チェック
構造図等との整合確認（材種、
部材寸法、柱梁位置、耐力壁
種類、面材固定釘種類・
釘ピッチ・めり込み状況等、
金物種類・位置固定状況等）
の確認が可能ですか？
施工不具合・部材欠損等は
ありませんか？



立面図・断面図：屋根勾配、屋根形状、屋根葺き材料、窓開口位置等、
高さ関係は図面と整合していますか？

敷地境界位置を明示（仮標示可）、道路幅員、
建物配置寸法、高低レベル関係（道路と申請
地及び申請地付近・隣接地（がけを含む）等
の地盤面レベル）は図面通りですか？

→ 計画変更に該当する変更がある場合は
申請手続きが完了していなければ中間検査
を受検できません。



【共通 S造・RC造等】着工～特定工程に達する迄の工事記録写真、各種報告書（受入検査、ミルシート、コンクリート強度試験結果等）を中間検査時に提示して頂けるようご準備ください。（ご提示頂けない場合は、検査ができない場合がございます。）

中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程を続行することができません。

特定工程後の工程に進めた場合は、建築基準法違反となるため行政指導があります。